

東 御 市 青少年健全育成計画



東 御 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間と対象	2
第2章	青少年を取り巻く現状と課題	3
1	青少年を取り巻く社会状況	3
2	青少年を取り巻く課題	18
第3章	青少年健全育成の基本理念	21
1	青少年健全育成の基本目標	21
2	望まれる青少年像	22
3	家庭での青少年健全育成	23
4	地域での青少年健全育成	24
5	家庭・地域・学校の連携による青少年健全育成	26
第4章	取り組む施策の概要	28
1	まずは家庭が基本です	29
2	多様な体験活動は青少年の心を豊かにします	30
3	開かれた学校づくり	33
4	社会環境の整備は大人の責任です	35
5	地域ぐるみで青少年を育てます～家庭・地域・学校の連携	37
第5章	計画推進に向けての方策	40
1	計画の推進体制	40
2	計画の進行管理	40
資料編		41

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

東御市では、平成19年度に東御市青少年健全育成条例の制定と青少年育成市民大会において青少年健全育成都市宣言を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

東御市青少年健全育成条例第3条では、基本理念を「青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。」と掲げています。また、第5条では、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体その他関係者と密接に連携してこれを実施することを市の責務と定めています。

この計画では、こうした基本理念のもとで青少年自身が社会の一員としての使命と役割を持って自立し、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけることを願っています。

そして、青少年が心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることを、社会全体の責務として、市及び市民等が認識し、協働し、共通の目標のもとに、新たな決意を持って取り組むため、東御市青少年健全育成計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、東御市青少年健全育成条例第8条に基づき、市が推進する東御市第1次総合計画における青少年の健全育成の基本的な事項について、考え方や施策のあり方を世代や立場を超えて横断的に捉え、総合的な見地に立ち、取り組みの方向性を明らかにする計画を策定するものです。

なお、「東御市次世代育成行動計画」等その他の各計画との整合性を図り、青少年の健全育成施策を推進します。

3 計画の期間と対象

この計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間としますが、期間中も、計画の進捗状況、社会情勢の急激な変化に対応するため、必要な都度計画の見直しを行い、その有効性を確かなものとしていきます。

この計画に取り組むのは、家庭、地域、学校、事業所、行政など社会全体、市民全体が対象となります。また、東御市青少年健全育成条例における青少年とは 18 歳未満のものを指しますが、近年指摘されている若者の社会的自立の遅れなどに対応するため、施策の内容によっては、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

【計画で使用した用語について】

「青少年」・・・0 歳から 18 歳未満の者

「子ども」・・・乳幼児期の者と児童

「児童」・・・小学生の者

「生徒」・・・中高生の者

「若者」・・・思春期（中学生から概ね 18 歳まで）の者と青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳まで）の者

「大人」・・・青少年期を過ぎた者（民法第 4 条では年齢 20 歳をもって成年とする。）

【第 2 章で使用したアンケート結果について】

「青少年健全育成地区懇談会アンケート」

平成 19 年 8 月に PTA 対象、9 月に市内 5 地区において開催した青少年健全育成懇談会で実施した参加者アンケート 回収枚数 157 枚

「青少年健全育成に関するアンケート保護者対象」

平成 19 年 12 月に市内 7 小中学校 PTA 役員対象で実施した保護者アンケート 回収枚数 339 枚

「青少年健全育成に関するアンケート小学 6 年生対象」

平成 19 年 12 月に市内 5 小学校 6 年生対象で実施したアンケート 回収枚数 316 枚

「青少年健全育成に関するアンケート中学 2 年生対象」

平成 19 年 12 月に市内 2 中学校 2 年生対象で実施したアンケート 回収枚数 298 枚

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

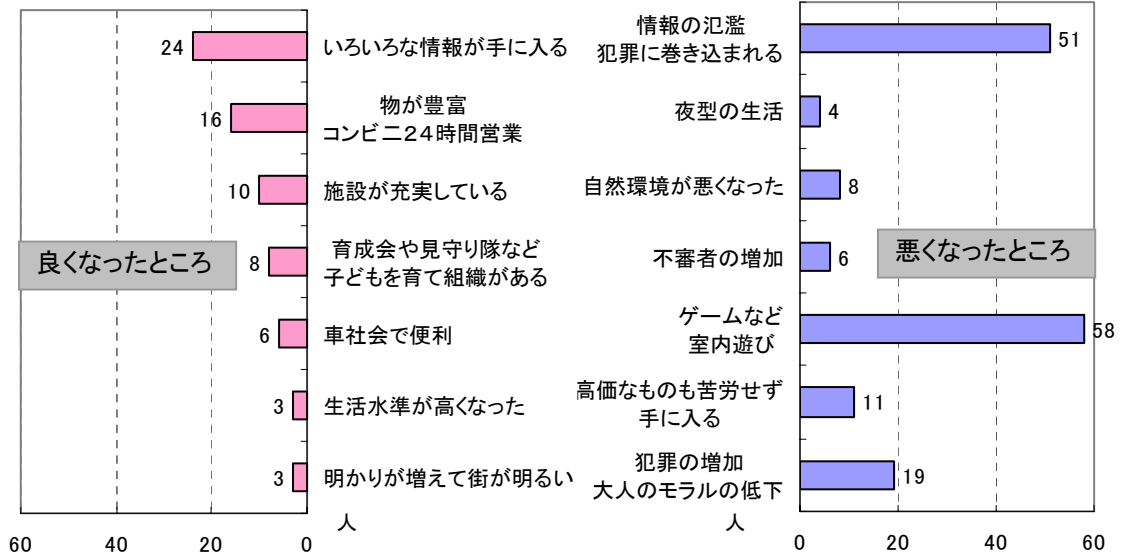
1 青少年を取り巻く社会状況

(1) 青少年健全育成懇談会のアンケートから見る社会状況

少子化、核家族化、情報化、国際化、消費社会化が進行し、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場は、大きな変化を遂げています。青少年はこの変化の中で、様々な活動に積極的に参加し、自己の可能性を追求しています。学校や家庭でも、ひとりひとりの個性を生かす育成に力を注いでいます。しかし、多様化した社会は、青少年や家庭にとって良い影響を与えるものばかりではありません。

平成19年8月、9月に市民を対象とした青少年健全育成地区懇談会が開催されましたが、そこで行われたグループワークやアンケートの中で、青少年を取り巻く環境について、次のような回答が出されました。

～問い～ 現在の青少年を取り巻く環境についてお尋ねします。あなたが青少年だった頃と比べ、良くなった、悪くなったと思われるところをお書きください。



〈青少年健全育成地区懇談会グループワークアンケート〉

「良くなったところ」として、「情報が簡単に手に入る」「物が簡単に手に入る」「深夜営業の店舗が増えて便利」などの点があげられていますが、それより多くの方が「悪くなったところ」として、「情報が氾濫し有害な情報まで入ってきてしまう」「青少年がインターネットや携帯電話による犯罪に巻き込まれることが多くなった」「深夜営業の店舗が増えて青少年が夜型の生活になった」など青少年への影響を危惧する点を挙げています。

また、車社会で交通が便利になった反面、「交通事故の心配から子どもたちが外で遊ばなくなった」「室内でゲームばかりするようになった」など子どもの遊びの変化を危惧する点が挙げられています。

「市の施設が充実した」では、「児童館の整備」などがあげられていますが、「外で遊ばなくなった」「自然環境が悪くなった」「家庭環境が複雑になった」等の状況と深く関わっていることがうかがえます。「子どもの数が減ったので姿を見ない」「群れて遊ばない」「ガキ大将がいない」「地域の子どもに声をかけたら不審者だと勘違いされた」という回答も多くありました。

「街灯が増え明るくなった」という回答がありますが、不審者の出没や交通事故の増加等から、実際に通学路への街灯の設置箇所が以前より増えている状況があります。「全国的に凶悪犯罪や少年犯罪が増加していて怖い」「大人のモラルが低下している」などの回答も多くありました。

このような現代社会への不安を打開するための地域活動が、各地域で活発に行われています。「育成会の活動が盛ん」「見守り隊で子どもの登下校を見守っていたら、子どもたちが顔を覚えてくれた」等、育成会・見守り隊に関わることが多く回答されました。

実際に育成活動や見守り隊に関わっている方々から、「昔なら、育成会や見守り隊がなくても、自然と地域の子どもは地域で守り育てられていたが、現代は意識的に大人が行動しなければならない時代だ」と切実な意見がグループワークで出されました。

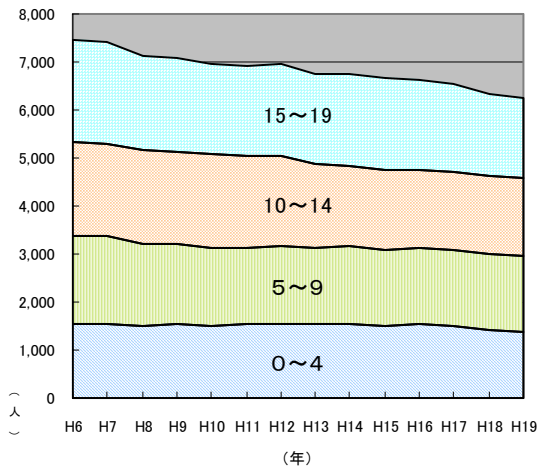
(2) 各種データから見る社会状況

少子化・核家族化の進展

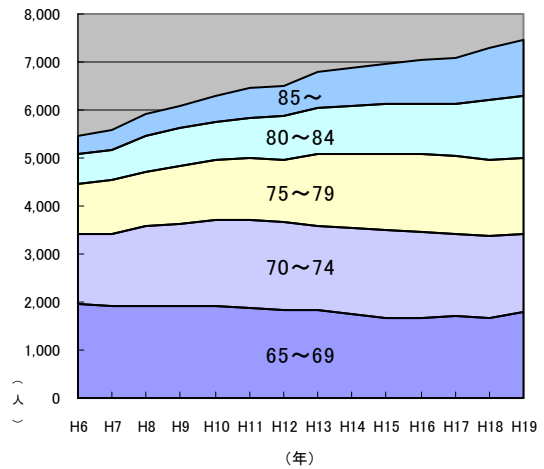
「子どもの数が少なくなった」「少子高齢化時代」など懇談会のアンケートでも回答されていますが、実際に東御市の20歳未満人口の推移を見ると、減少傾向にあることが分かります。また、一世帯当たり人員も減少しており、核家族化が進展していることが分かります。

家庭は、青少年の成長の上で、初めに過ごす社会であり、最も重要な環境と言えます。少子化・核家族化の進展は、家庭内での人と人とのふれあいの機会を減少させるとともに、保護者にかかる子育ての負担を増大させることにもつながります。

20歳未満人口の推移



65歳以上人口の推移



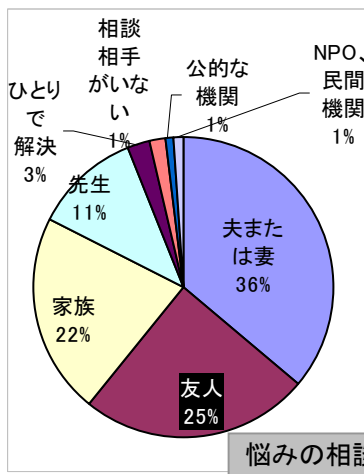
〈東御市の人口の推移(10月1日現在)〉

■主要指標の見通し

単位:人、%、世帯

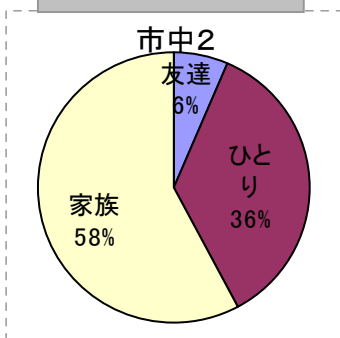
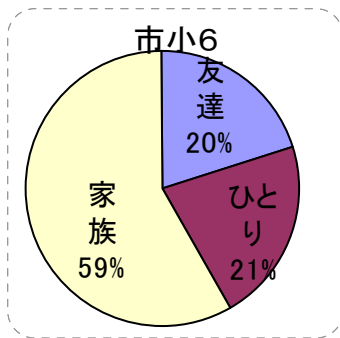
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	30,157	30,944	31,623	31,993	32,136
年少人口(0~14歳)	5,245	4,965	5,109	5,262	5,238
割合	17.40%	16.10%	16.10%	16.40%	16.30%
生産年齢人口(15~64歳)	19,183	19,407	19,846	19,835	19,386
割合	63.60%	62.70%	62.80%	62.00%	60.30%
老年人口(65歳以上)	5,729	6,572	6,668	6,896	7,512
割合	19.00%	21.20%	21.10%	21.60%	23.40%
世帯数	9,319	9,859	10,702	11,583	12,450
1世帯当り人員	3.24	3.14	2.95	2.76	2.58

〈国勢調査に基づく推計人口(東御市第一次総合計画)〉



平成19年12月に市内小中高校生の子どもを持つ保護者339名を対象にしたアンケートを実施しましたが、「子育ての悩みについて誰に相談しますか」との問いに対して、相談相手は、夫婦、友人に次いで「家族」でした。「家族」の占める割合は全体の22%です。核家族化の進展は、相談する相手を減少させる結果にもつながるおそれがあります。

〈青少年健全育成に関するアンケート保護者対象〉



平成 19 年 12 月の市内の小学 6 年生、中学 2 年生を対象に行ったアンケートでは、「学校からの帰宅後、誰と過ごしていますか」の問いに、6 割近くの子もたちが家族と過ごしている結果が出ています。少子化・核家族化の進展は、ひとりで過ごす青少年の増加にも繋がり、結果的に家庭内でのふれあいの時間を減少させるおそれがあると考えられます。

〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

情報化社会の進展

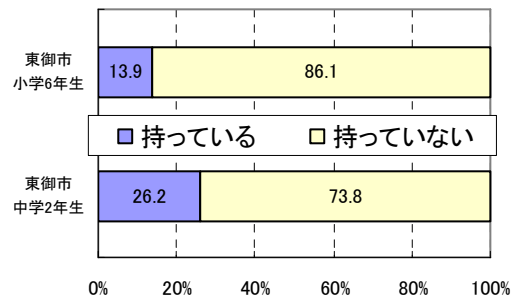
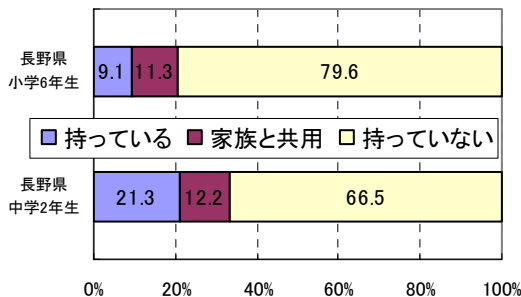
情報化社会の進展は目覚しく、様々なネットワークが構築され、そのネットワークの中を大量の情報が行き交い、ビジネスや生活、社会の仕組み

も変容を遂げています。日常生活においても、インターネットや携帯電話の普及が急速に進み、新しい情報メディアに青少年が日常的に接しています。「情報が簡単に手に入る」「情報が氾濫し有害な情報まで入ってきてしまう」と前述の回答にもあるように、メディアからの情報や技術は、有用で良好な影響を与えている一方で、過激な性描写や暴力表現、非行や問題行動を助長させるような有害情報、誹謗中傷の温床となるようなサイト等が氾濫し、青少年の人格形成に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

～問い～ あなたは携帯電話を持っていますか。

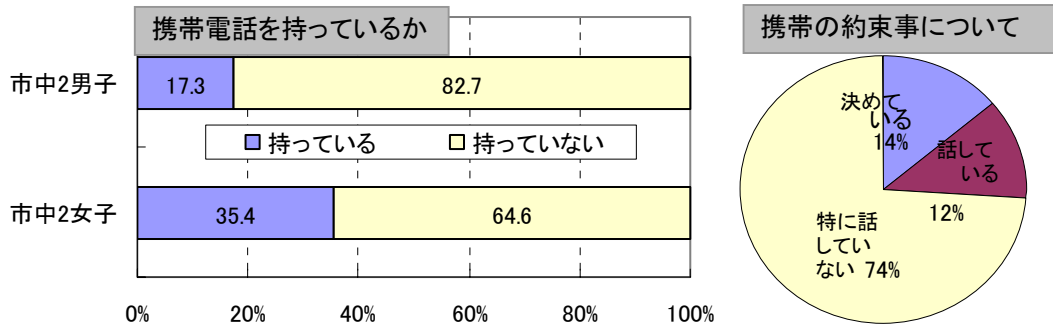
〈県教学指導課 平成 18 年 10 月 アンケート 県内 30 校の抽出データ〉

〈青少年健全育成に関するアンケート 小学6年生中学2年生対象〉



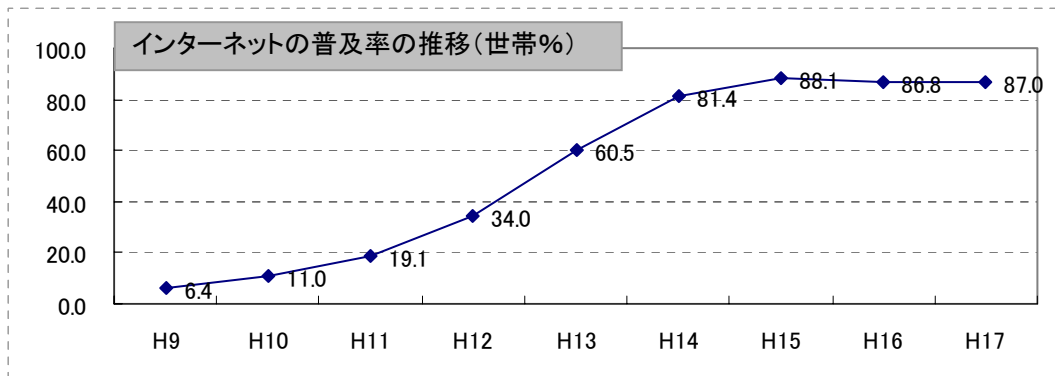
県で行ったアンケートと市で行ったアンケートの比較をしてみると、東御市の児童生徒の方が、携帯電話の所持率の低いことが分かります。

しかし、この年代では、携帯電話への興味関心は女子に顕著であり、中学2年生を男女別に見ると、女子は男子の2倍、携帯電話を所持していることが分かります。保護者と携帯電話の使い方について、約束事を「決めている」は14%、「話している」は12%、「特に話していない」が74%という状況です。



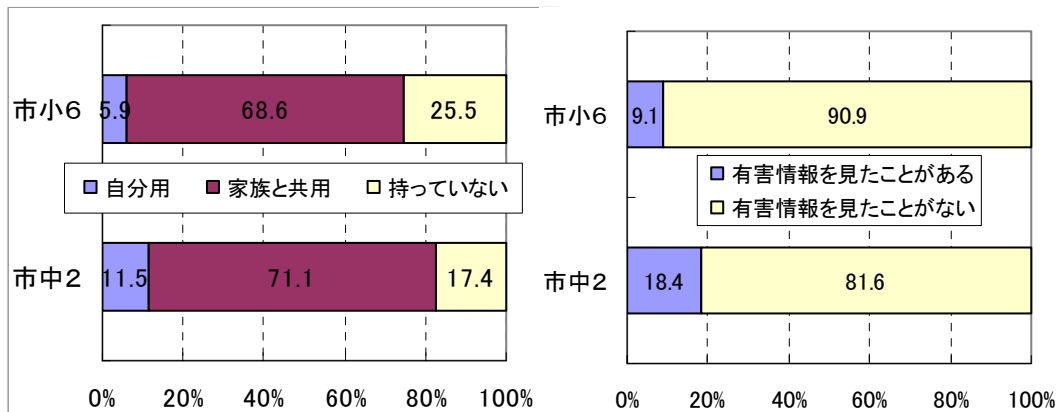
〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

インターネットについては、普及率が上昇し、青少年も家庭でパソコンを通してメディアに接することが多くなってきました。

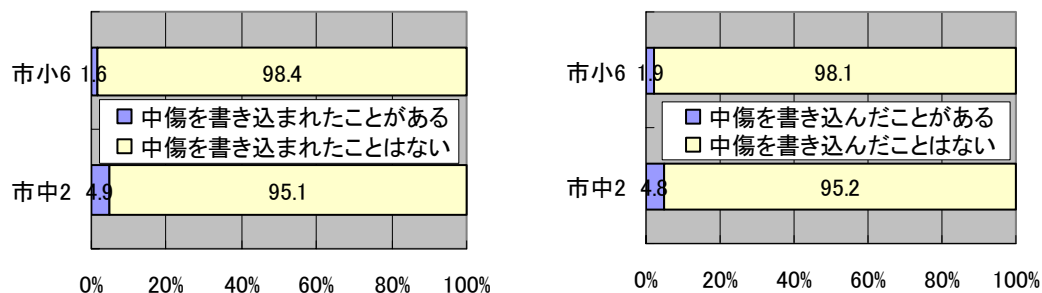


〈総務省 通信利用動向調査〉

市内の小学6年生のパソコンの個人所持率は5.9%、中学2年生は、11.5%、家族との共用を合わせると、小学6年生の74.5%、中学2年生の82.6%が家庭でパソコンが使える状態であることが分かります。

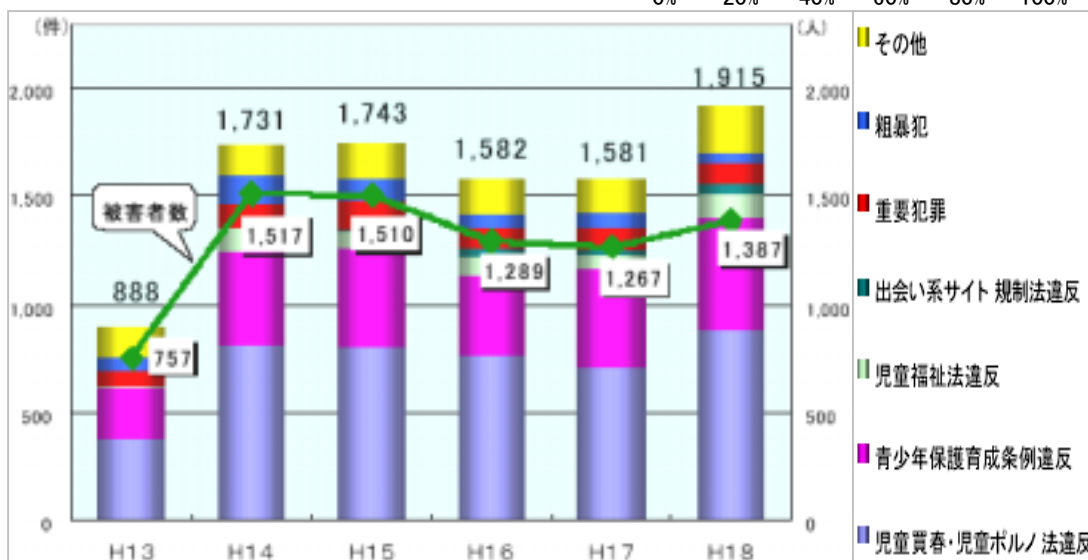
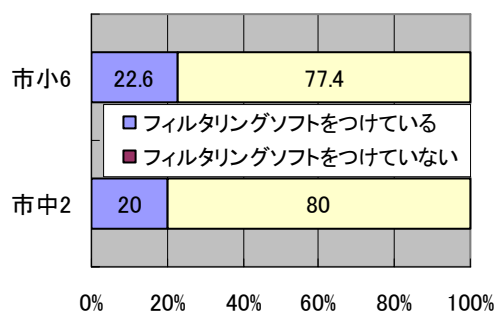


対象者に有害情報や書き込みについて尋ねたところ、有害情報を見たことがある小学6年生が、9.1%、中学2年生が18.4%、誹謗中傷などの書き込みをされた小学6年生が、1.6%、中学2年生が4.9%、書き込みをした小学6年生が、1.9%、中学2年生が4.8%という結果が出ました。



〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

フィルタリングソフトを使用しているのは、小学6年生が、22.6%、中学2年生が20%、使い方についてルールを設けたり話し合っている家庭は、小学6年生が、30.5%、中学2年生が13.2%という状況です。

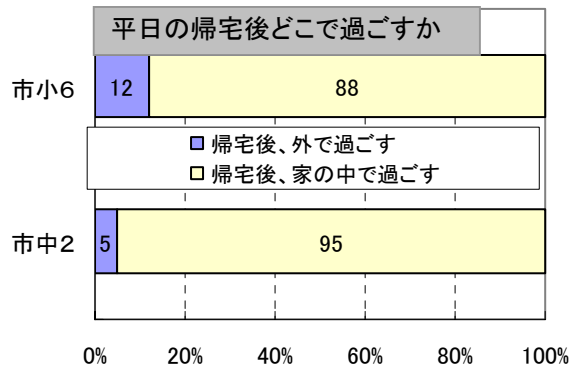


全国では、インターネットを介して起きる犯罪が増加しています。平成18年中にいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告されたのは1,915件で、前年より334件(21.1%)増加しており、被害者1,387人のうち、18歳未満の児童・生徒は1,153人(83.1%)、このうち女子児童・生徒が1,149人(99.7%)を占めています。

〈警察庁 平成18年中いわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙数〉

生活環境の状況

「子どもの数が減ったので、姿を見ない」「群れて遊ばない」「室内で遊んでいる」と前述されていますが、青少年が放課後過ごす場所は、小学6年生でも「家の中」が圧倒的に多く、休日についても、8割が室内で過ごしている状況です。



下記は平日、学校から帰宅してからの過ごし方の順位です。

〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

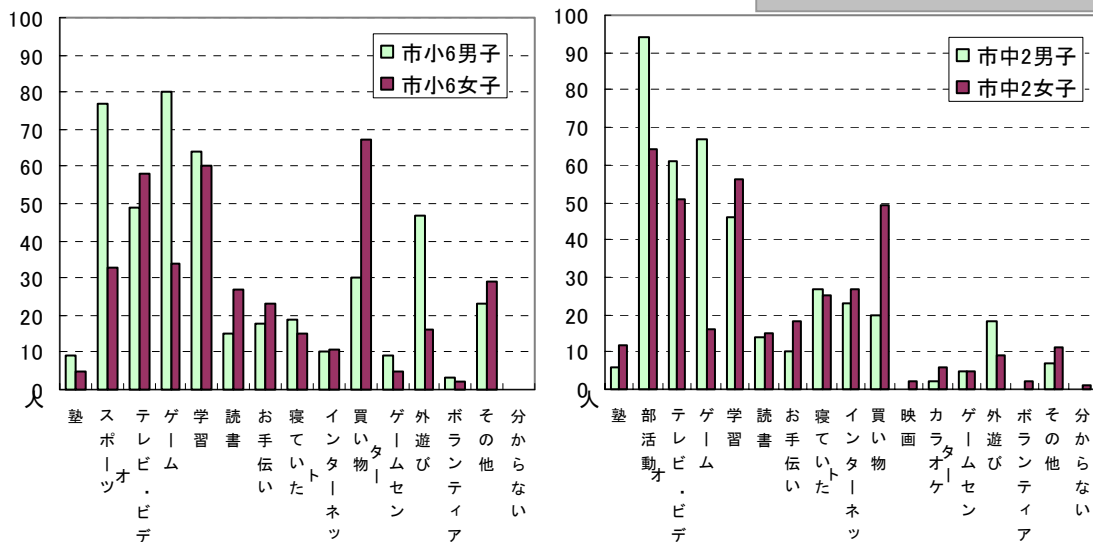
平日の夕方の過ごし方について

	市小6男子	市小6女子	市中2男子	市中2女子
1位	テレビ・ビデオ	学習	テレビ・ビデオ	テレビ・ビデオ
2位	ゲーム	テレビ・ビデオ	ゲーム	学習
3位	学習	読書	学習	読書

小学6年生男子の放課後は、テレビ・ビデオ、ゲーム、学習、女子の放課後は学習、テレビ・ビデオ、読書の順になっています。

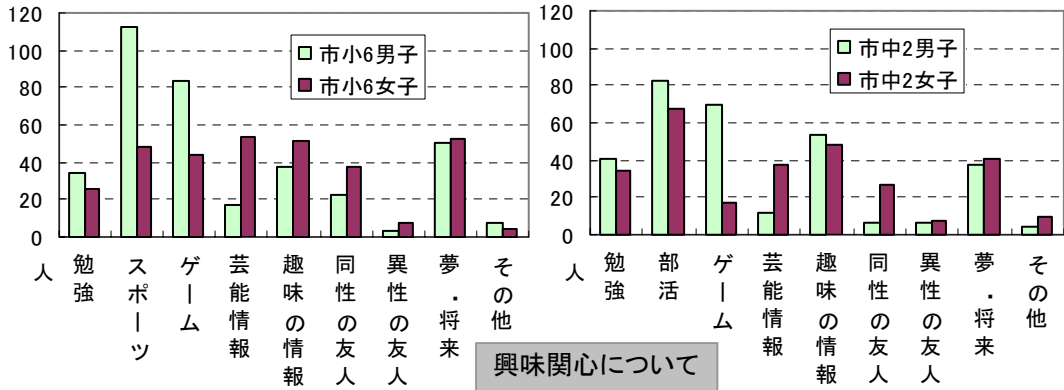
中学2年生では、平日は部活動を終えて帰宅した後のことを尋ねています。放課後男子はテレビ・ビデオ、ゲーム、学習、女子は、テレビ・ビデオ、学習、読書の順になっています。

休日の過ごし方について



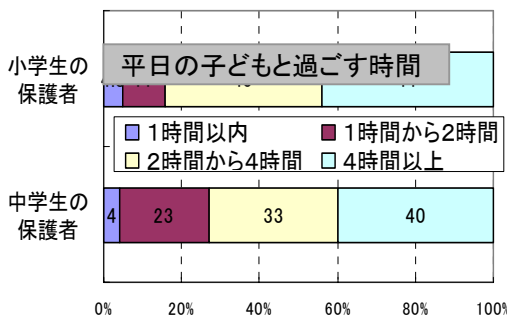
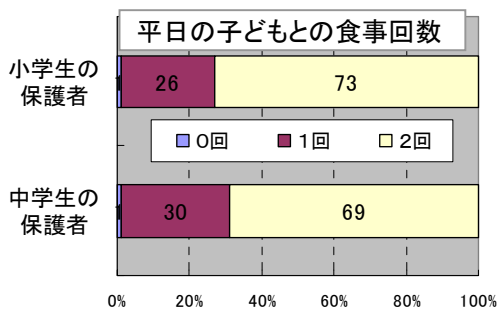
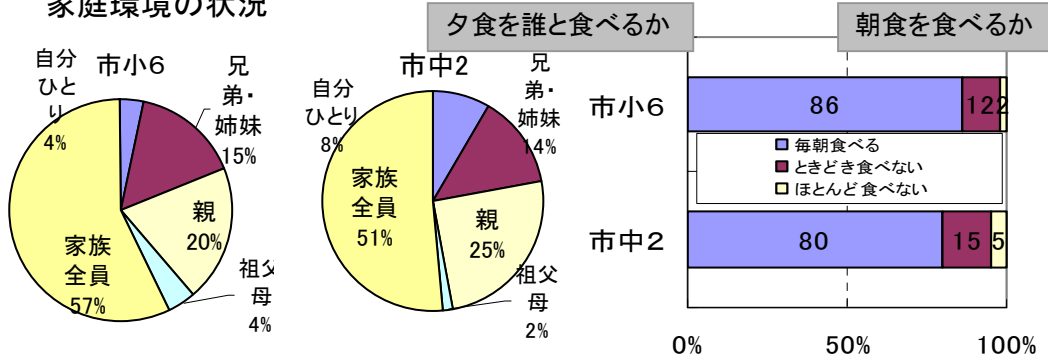
小学生の休日は、男子はゲーム、スポーツ、学習、女子は買い物、学習、テレビ・ビデオの順となっています。中学生は部活動の占める割合が多く、男子女子ともに1番は部活動、次いで男子はゲーム、テレビ・ビデオ、女子は学習、テレビ・ビデオの順になっています。

児童・生徒の興味関心は、男子では小学生がスポーツ、ゲーム、中学生では部活、ゲーム、女子では小学生が芸能情報、夢、中学生では部活、趣味の順です。興味関心が概ね過ごし方に反映しているとうかがえます。



〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

家庭環境の状況



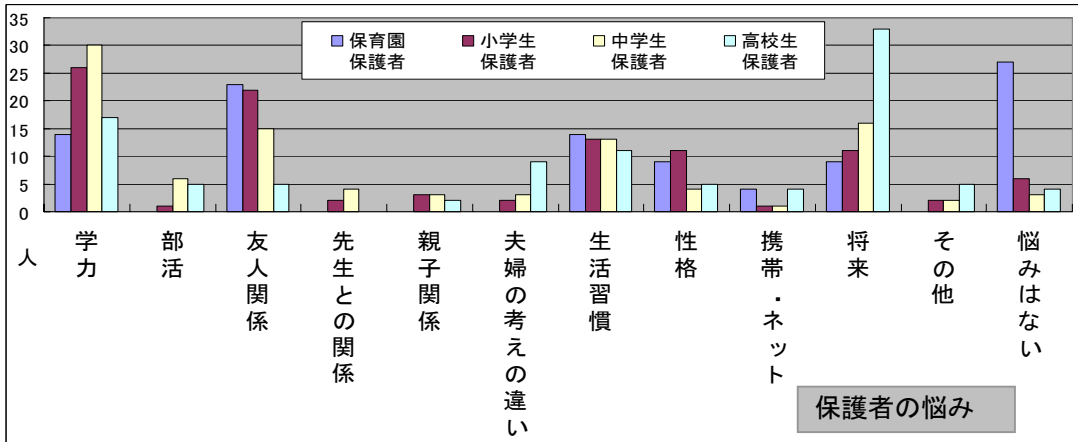
〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉

「親も子ども忙しい世の中になった」「家庭の状況が複雑な家庭が多くなった」と前述の回答にもありましたが、子どもだけで食事をしている家庭が2割前後あります。朝食についても2割前後の児童生徒が、ほとんど食べない又は

時々食べないことが分かります。

保護者の子どもとの食事の回数は、1日2回が約7割前後、一日のうちで子どもと過ごす時間については、小学生では2時間以上が8割、中学生では7割です。子どもが幼いほど一緒に過ごす時間の長いことが分かります。

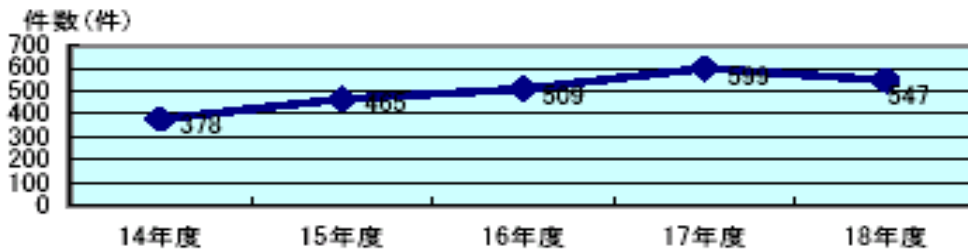
保護者のもつ悩みは、子どもの年齢に応じて変容しています。子どもが幼いと悩みは少なく、成長につれ学力、進学、将来のことが悩みの大きな要素となることが分かります。



世帯人員の減少や、地域での希薄な人間関係、多忙な生活などにより、悩みがより深刻になり、児童虐待等のケースに発展することもあります。県の調査によると、『家庭内の虐待は、核家族化と都市化社会の中で「親」になりきれない未熟な大人、子育てに戸惑いがあっても相談できない等、夫婦関係の問題や社会的孤立が、家庭内の弱者である子どもに向けられることで起こります。』と分析されています。前年度より減少した要因は、身近な関係機関や地域の方々の子どもの見守りと、子育て支援事業や母子保健事業等の利用により、体制が整備されたことがあげられます。

長野県

〈長野県子ども・家庭福祉課資料 虐待相談件数の推移〉

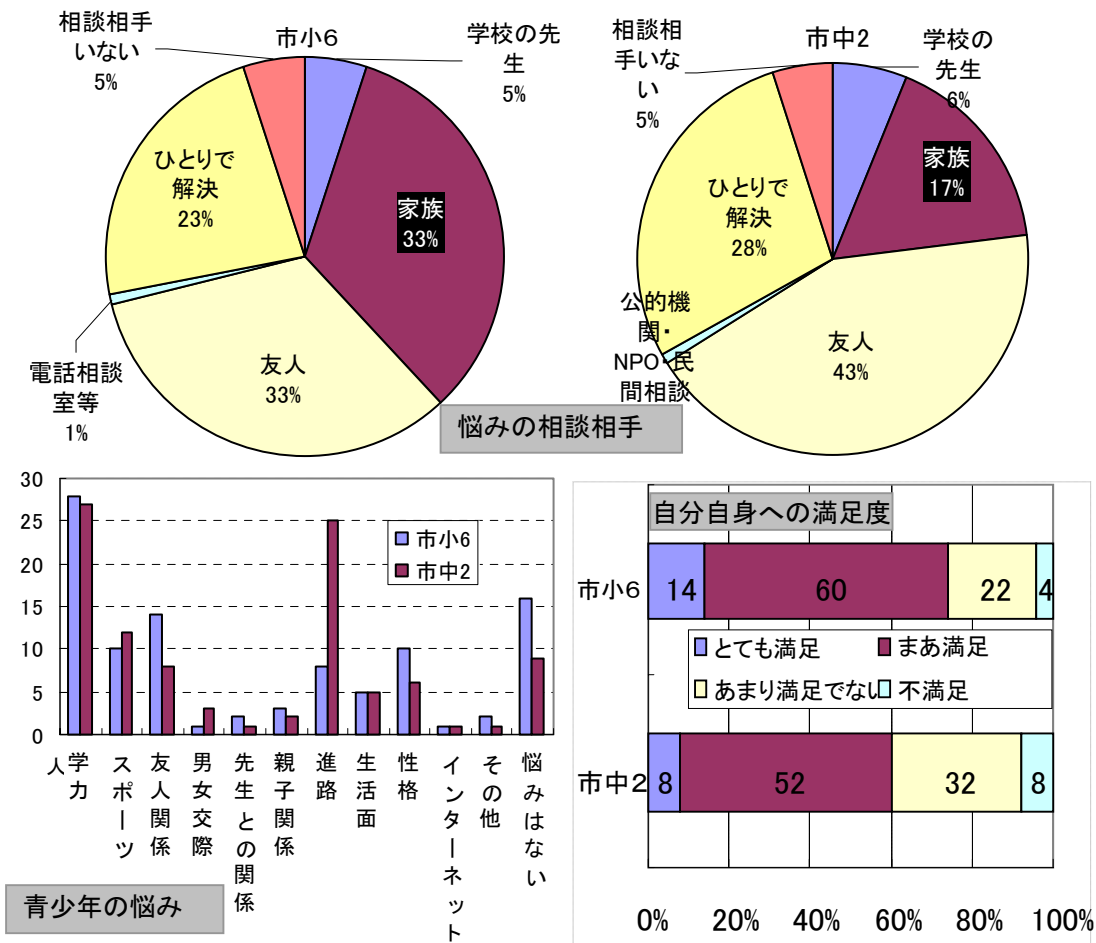


〈虐待相談区分別件数の推移〉

年度	計	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
14	378	165 (43.7%)	151 (39.9%)	14 (3.7%)	48 (12.7%)
15	465	199 (42.8%)	202 (43.4%)	7 (1.5%)	57 (12.3%)
16	509	255 (50.1%)	172 (33.8%)	7 (1.3%)	75 (14.7%)
17	599	277 (46.2%)	227 (38%)	14 (2.3%)	81 (13.5%)
18	547	261 (47.7%)	174 (31.8%)	9 (1.7%)	103 (18.8%)

青少年自身の状況

家庭では、保護者は悩みを配偶者や家族に相談していますが、青少年自身は、小学6年生では家族・友人が1番の相談相手、中学2年生では友人が一番の相談相手となっています。また悩みの内容は、小学6年生は、学力、悩みはない、友人関係の順、中学2年生は、学力、進路、スポーツ（部活）の順になっています。前頁の上段グラフ保護者の悩みも、学力、進路、友人関係が上位を占めており、親子共通の認識があると思われます。



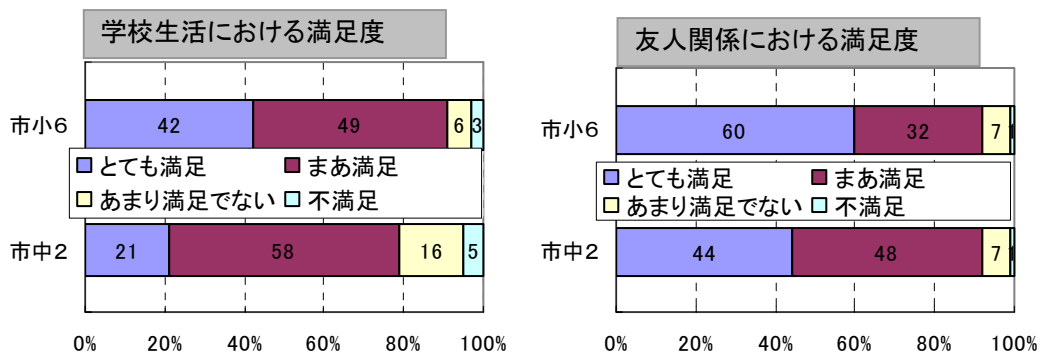
<青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象>

日本青少年研究所が取りまとめている「高校生と友人関係の生活意識調査報告書」によると、日本の高校生は他国に比べ、自分自身への満足度が低いという結果が出されています。アメリカは8割の高校生が自分自身に満足しているのに対し、日本では4割強に過ぎないとのことです。

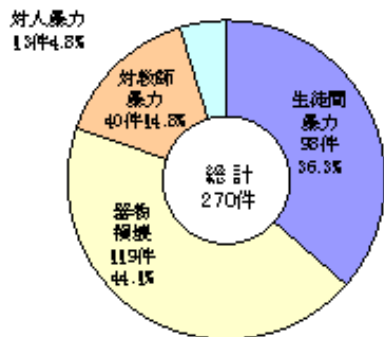
東御市内の小学6年生では、自分自身への満足度が7割、中学2年生の満足度が6割です。自己肯定感をその年代なりに持ち続けていける社会の実現が、大人の責務と言えます。

学校環境の状況

青少年の学校生活への満足度は、小学6年生が9割、中学2年生が8割と高いことが分かります。友人関係における満足度も、高く、9割を上回っています。しかし、「満足していない」「不満足」についての個々の回答を見ると、「友だちを失った」「友だちがいない」「クラスが最悪だ」「クラスの雰囲気が悪い」など、友人関係や学級集団の中で悩む姿が見られます。



〈青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象〉



県では平成18年度中の暴力行為・いじめ・不登校等資料を発表しています。暴力行為・いじめについてはこれまでと調査方法に変更がありましたので、数値が大幅に増加していますが、全国平均を下回っています。内容別では、器物損壊、生徒間暴力、対教師暴力の順です。

〈長野県児童生徒の暴力行為の内容別件数〉

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
小 学 校		3 人	1 人	2 人	2 人	7 人
中 学 校		89 人	90 人	47 人	54 人	196 人
高 等 学 校		28 人	41 人	22 人	24 人	67 人
合 計		120 人	132 人	71 人	80 人	270 人
児童・生徒 1,000 人 当りの発生件数	長野県	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	1.0%
	全国	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	3.1%

〈児童生徒の暴力行為の発生件数の推移〉

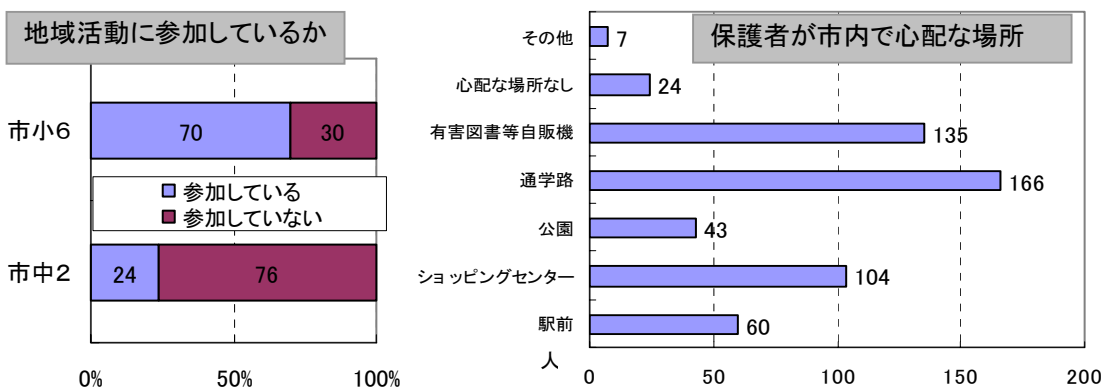
地域環境の状況

「育成会の活動が盛ん」の回答に見られるように、東御市では昔から育成会や区が中心となり、地域で子どもを育ててきました。学校週五日制が始まってからは、子どものための遊びのクラブ「友遊クラブ」も始まりました。最近では、市全域で開催されているスポーツ教室や、公民館で開催されている文化的な教室、また NPO やボランティア団体など、様々な活動の場が青少年に提供されています。これらの活動に参加することは、地域の人とふれあうことにもなり、家庭や学校とは別の地域社会で、様々なことを体験することになります。

地域別育成団体一覧

各区育成会	各区にある育成会。PTA や区、分館と共催し、伝統行事やスポーツ、自然体験、お祭りなどを実施。
地区育成協議会	5つの小学校区ごとに地区全体の子どもを対象に、スポーツ、体験活動を実施。〈例〉 田中地区:すもう大会 滋野地区:仲良しスポーツ 柵津地区:ミニ駅伝 和地区:ふるさと学習 北御牧地区:川遊び
市子ども会育成連絡協議会	ジュニア野外体験学校 キャンプを通じたジュニアリーダー養成 高校生ボランティアの育成
友遊クラブ	5つの小学校区ごとに開催される遊びのクラブ。 〈例〉 田中:川遊び 滋野:スキー 柵津:湯の丸散策 和:キャンプ 北御牧:みそづくり、ケーキ作り
NPO・ボランティア	野外体験、読み聞かせ、手話ダンス、太鼓、もの作り、昔の遊びなど
スポーツ教室	20余の教室。ほとんどが小学1年生から体験できる。
スポーツ少年団	地区ごとのスポーツ少年団。野球、ドッチボールなど。
子ども講座	公民館で開催される子どものための教室。 〈例〉 お花・英語・手話・絵画等
その他	ボーイスカウト、ガールスカウト、交通少年団

週末等に参加している地域活動についての問いでは、小学6年生の3割、中学2年生の7割が参加していないと回答していました。特に中学生になると部活動が盛んなため、地域との交流が薄れてしまう傾向にあります。



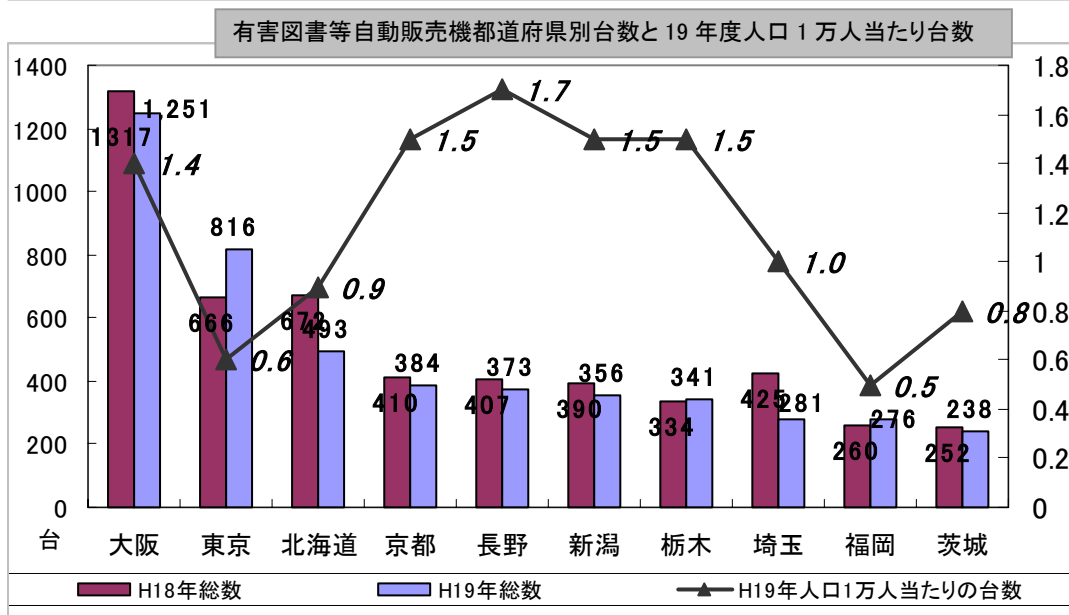
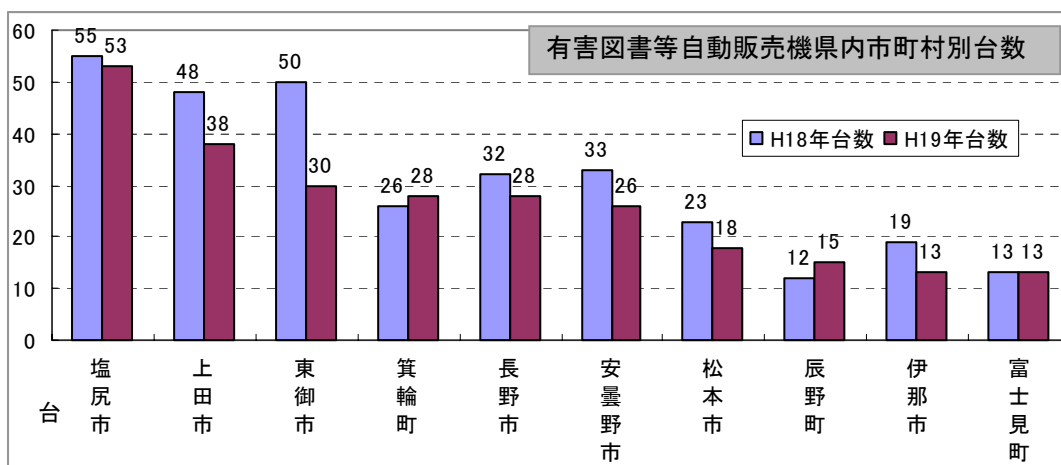
<青少年健全育成に関するアンケート小6中2対象>

<同保護者対象>

「地域で声をかけたら不審者だと勘違いされた」の回答にあるように、子どもたちや保護者にとって、犯罪への不安は大きいものです。市内において、保護者が心配に思う場所は、通学路、有害図書等自動販売機設置場所、ショッピングセンターなどの順です。

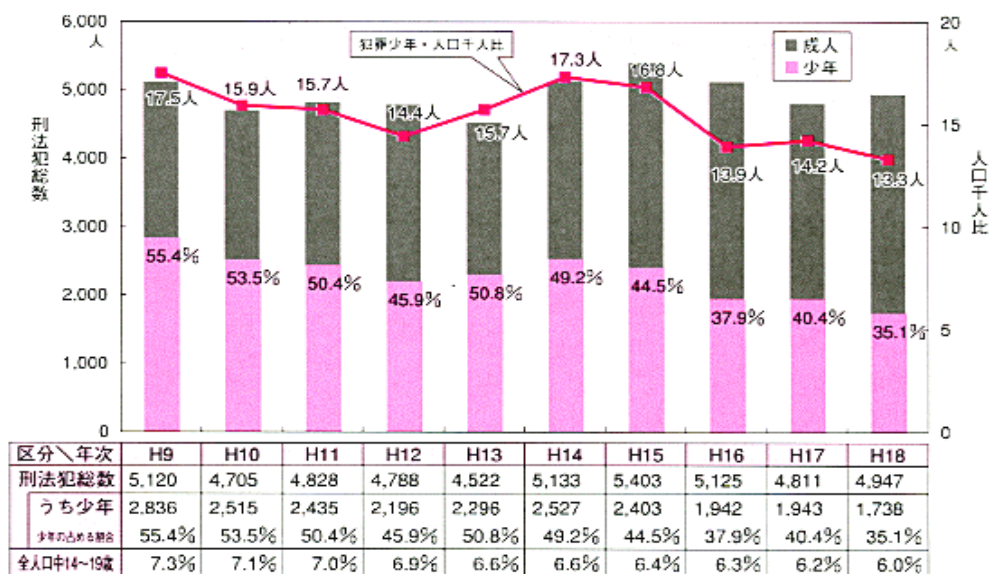
特に、有害図書等自動販売機は、無人販売のため、いつでも立ち寄り購入が可能であり、商品やパッケージが散乱し、購入しなくてもアダルト用の物品を手にすることができることなど、青少年への影響が心配されているものです。当市には、これらの自動販売機が多く設置され、平成18年度には50台設置されていましたが、東御市青少年健全育成条例施行後、30台に減少しました。また、都道府県別台数では、平成19年度の長野県は多い方から5位、人口1万人当たりの台数を比較すると、長野県は1.7台で全国で1位です。有害図書等自動販売機が長野県に集中している様子が分かります。現在30台設置されている東御市は人口1万人当たり9.4台で、県内でも有害図書等自動販売機が集中し予断を許さない状況です。

〈長野県青少年対策本部調査〉



前述した通学路や、有害図書等自動販売機設置場所、ショッピングセンターなどの店舗、駅前など、保護者が心配に感じている場所については、青少年補導委員や育成会、PTAなどで定期的に巡回をしていますが、店舗や施設の方からは、店舗における万引きや、駅前周辺における喫煙行動を見かけるといのお話もあります。「長野県平成18年度中の少年補導の概況」によると、全般的に少年による犯罪数、補導・検挙される人数は減少していますが、少年人口自体が減少しているため、成人を含む刑法犯総数の35%を14歳から19歳の少年で占めている状況です。少年たちの非行の要因はさまざまですが、子どもは大人の鏡と言われるように、モラルが低下している社会が引き起こしているものと言えます。

〈長野県警 平成18年度中の少年補導の概況 犯罪の状況〉



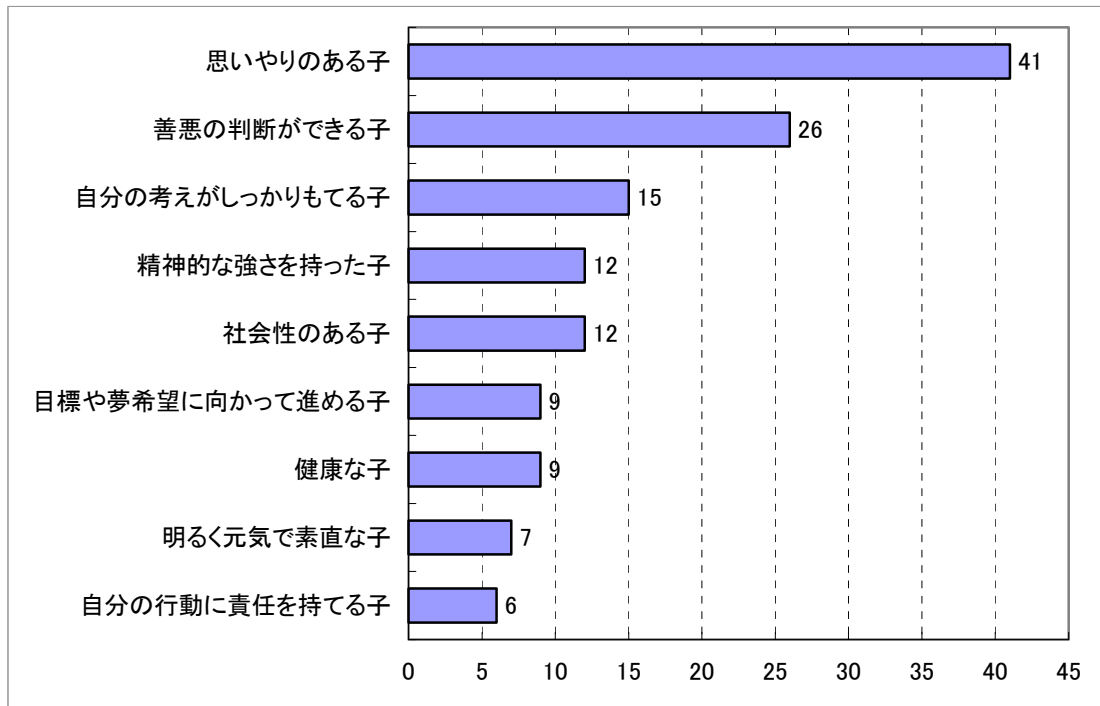
2 青少年を取り巻く課題

(1) 現状から把握できる課題

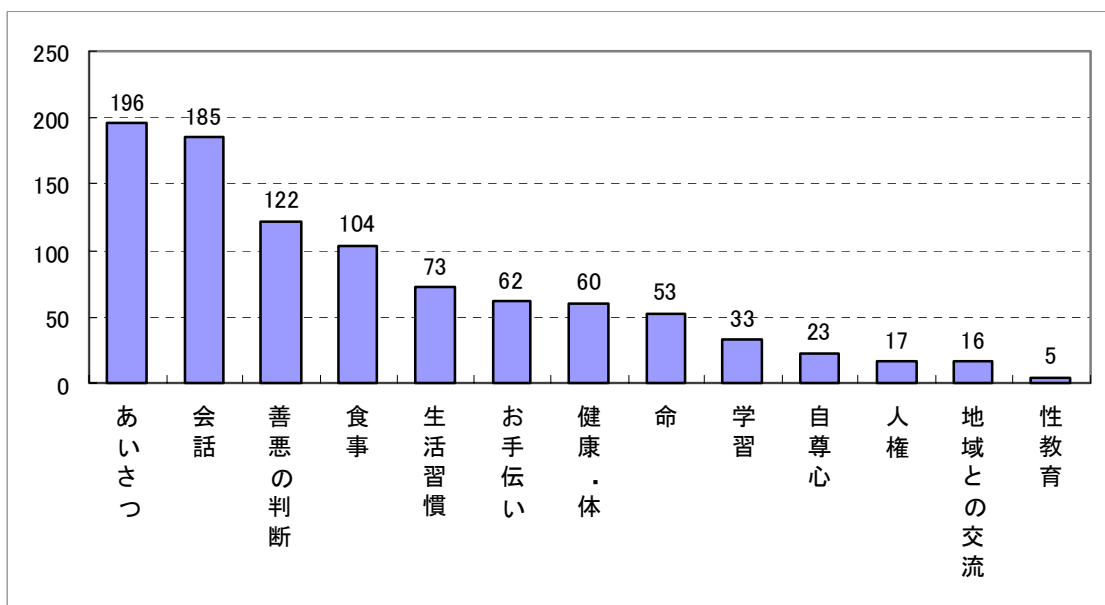
①少子化・核家族化の進展	→人とのふれあいの減少 悩みの相談相手が減少 ひとりで過ごす青少年の増加	課題 * 人とのふれあいの増加 * 相談体制の整備
②情報化の進展	→青少年のメディア接触 犯罪に巻き込まれる危険性 家庭内の認識の相違	課題 * メディアリテラシー教育の推進 * 家庭での対話促進
③生活環境の状況	→外で遊べない環境 テレビ・ゲームの時間の増加	課題 * 施設・遊び場の充実 * あいさつ運動の促進 * 体験活動の充実
④家庭環境の状況	→親も子も忙しい ふれあいの減少 家庭環境の複雑化	課題 * 家庭での対話促進 * 子育て支援 * 相談体制の整備
⑤青少年自身の状況	→学力への不安 進路への不安 友人関係への不安	課題 * 自己肯定感の育成 * 相談体制の整備 * 学力の定着
⑥学校環境の状況	→友人関係への不安 学級集団への不安 いじめ・不登校の存在	課題 * P T Aとの連携 * 地域との連携 * 相談体制の整備
⑦地域環境の状況	→不審者への不安 非行への不安 大人のモラルの低下 有害環境の増加	課題 * 育成活動の充実 * 見守り活動の充実 * 地域環境の整備 * 学校・家庭・地域の連携

(2) 青少年健全育成計画に望むもの

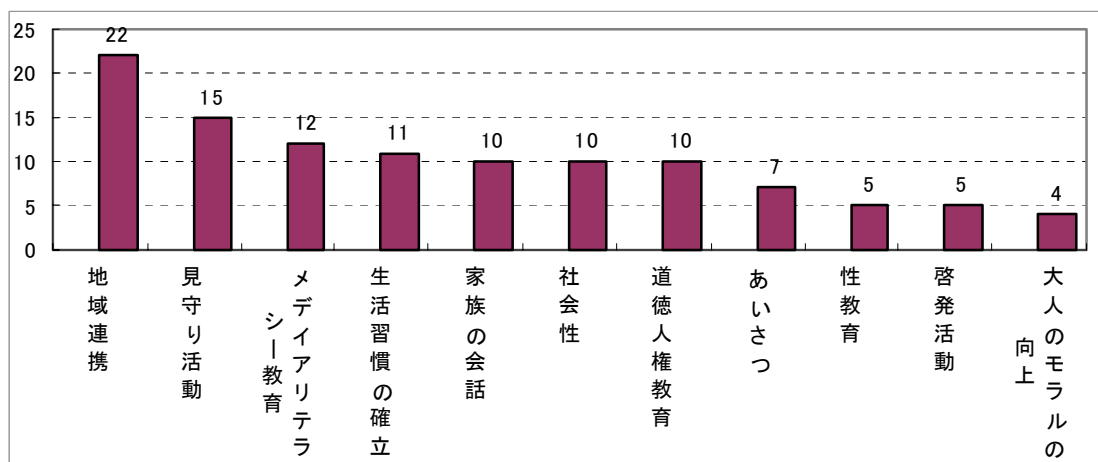
これらの現状から、健全育成懇談会のアンケートでは「こんな青少年に育て欲しい」という結果が出ました。



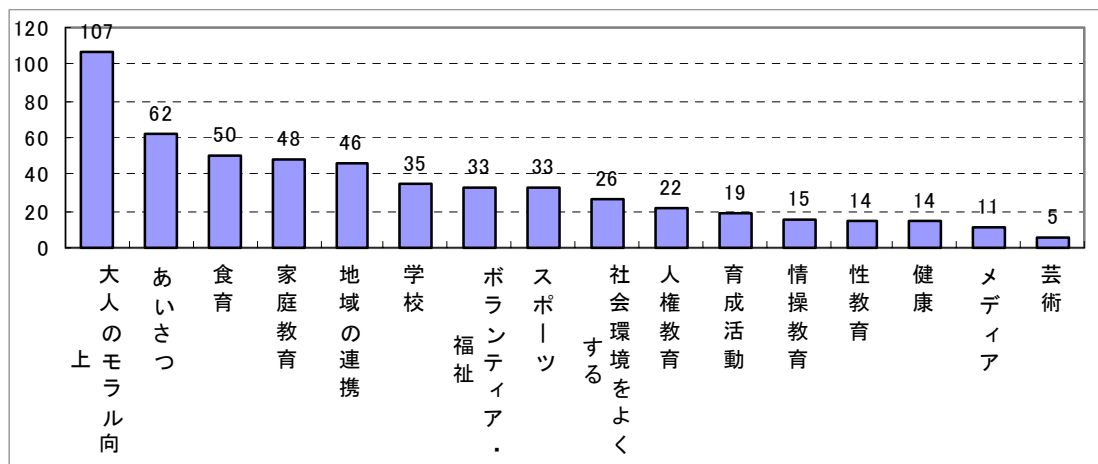
青少年健全育成に関するアンケート保護者対象では、家庭で大切にしていることとして下記のような回答があげられました。これらについては、これからも大切にしたいものと考えます。



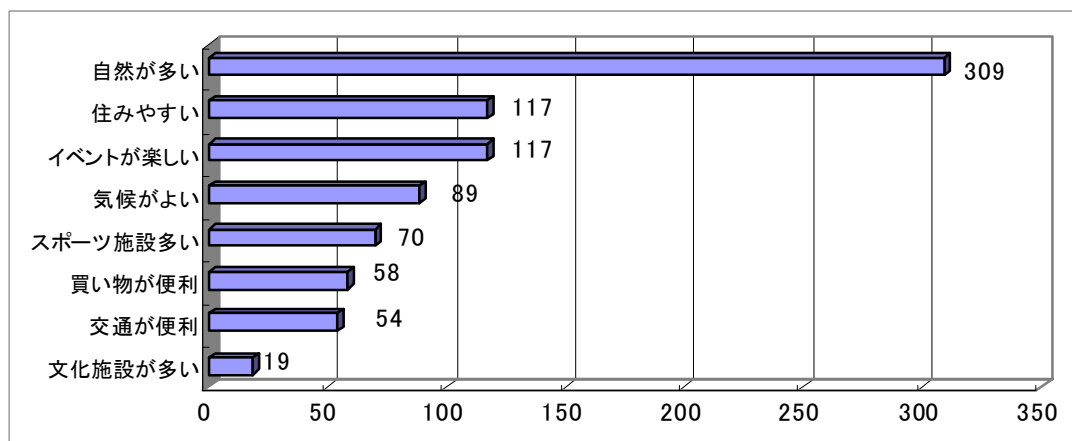
青少年健全育成懇談会では、計画に望むものとして、次のような回答が出されました。



青少年健全育成に関するアンケート保護者対象では、計画に望むものとして、次のような回答が出されました。



青少年健全育成に関するアンケートで小学6年生・中学2年生対象では「東御市の好きなところ」を問いました。青少年が東御市で育ち大人になっても、東御市を愛し、東御市で暮らしたいと思う市になるように、より良い環境づくりをしていくことが市民の責務です。



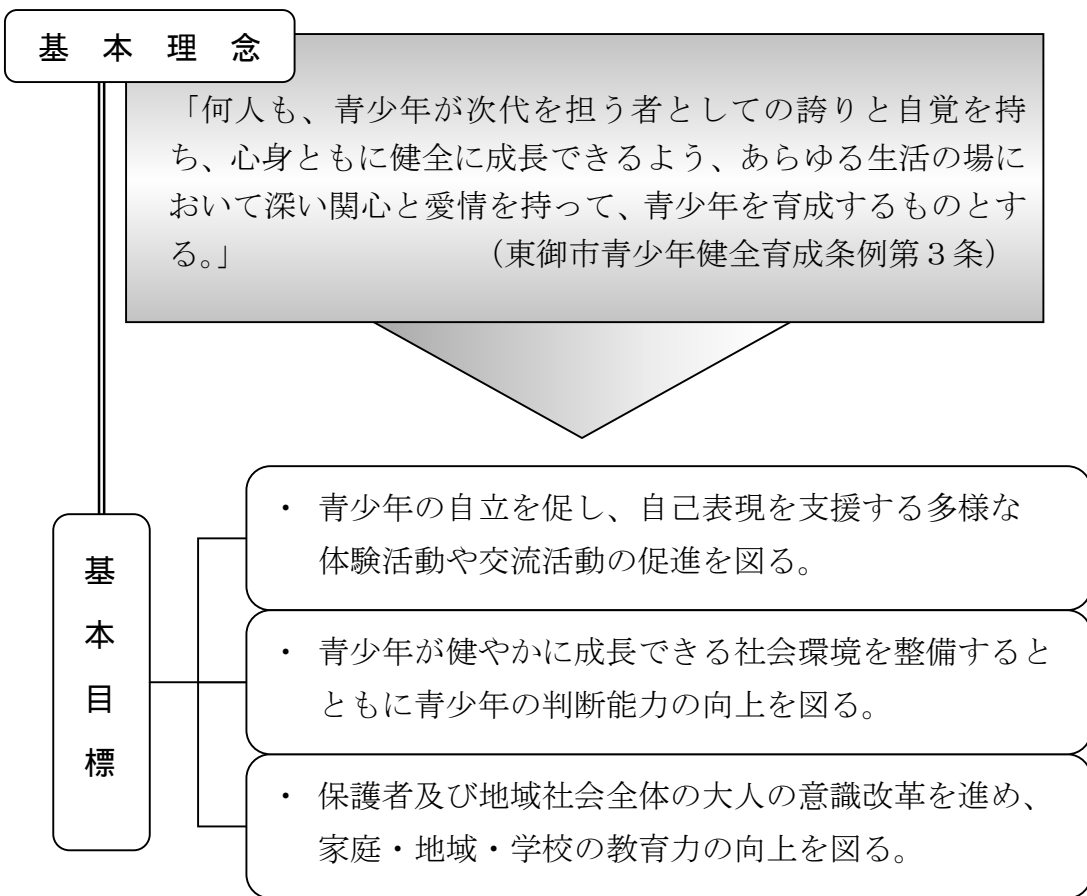
第3章 青少年健全育成の基本理念

1 青少年健全育成の基本目標

次代を担う青少年の健全な育成は、人が社会の中で生きていくうえで、何を身に付けなければならないかを学ぶ人生教育そのものであり、それに関わる家庭、地域、学校、事業所、行政などそれぞれに責務があります。

大人のモラル向上が重視される中、それぞれに責務があることを周囲の大人が自覚して、それぞれの立場で互いに連携しながら、青少年の自ら伸びようとする意欲を支え、青少年がいきいき活動できるよう、責任をもってその責務を果たすことが重要です。

また、その責務は、単に青少年を有害環境から守る、保護するということだけではなく、青少年が自ら考え、判断し、それに基づいて行動し、行動の結果について責任を持つとともに、自分のもてる個性や能力をのばし、目標や夢に向かって努力する、創造性にあふれた青少年を育成することです。



2 望まれる青少年像

これからの時代に、青少年が地域社会の一員として生きていくためには、これまでの画一的な横並びの発想ではなく、自らが判断、決定し、それに対する責任は自分にあることを理解し、物事を進めることのできる力が必要になってきます。今、社会では個性と創造性に富み強い意志と実行力をもち、他者と共存できる人材が求められています。

青少年を待ち受けている様々な場面で、人と協力し、人の助けを受けひとつずつ乗り越えていかななくてはなりません。こうした実体験を積み重ねていくことによって、青少年は自身の人格を形成し、社会の中で人と共生していく力を身につけます。大人になっていきなり身につくものではなく、日々の生活の中で根気よく養っていかなければならないものです。

自分の人生に目標や夢をもち、それに向かって努力していく充実感や達成感を味わいながら、自主性を備えた自立した自己の確立を目指すことが望まれます。

望まれる青少年像

・「自立」

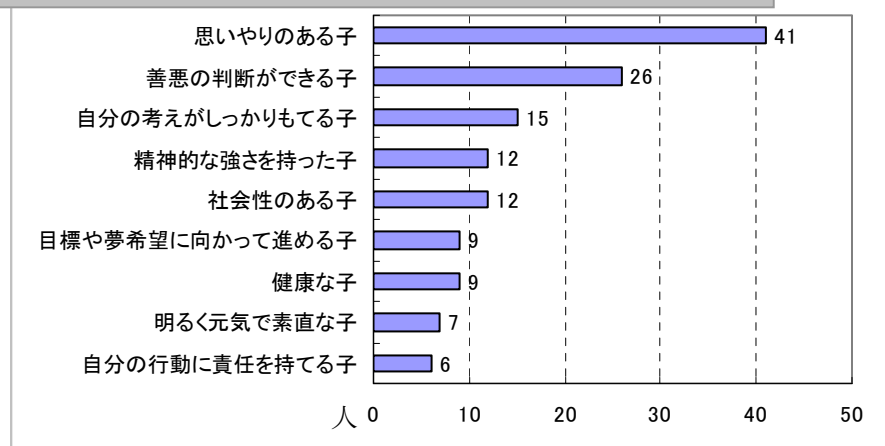
次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、
進んで自己の啓発、向上を図ることのできる青少年

・「共育」

積極的な社会参加を通じて、人間尊重と連帯の精神を
身につけた青少年

(東御市青少年健全育成条例前文から)

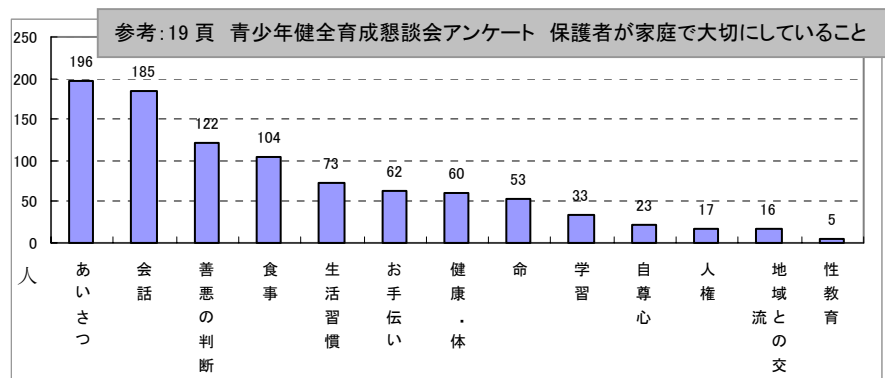
参考:19 頁 青少年健全育成懇談会アンケート どんな子に育て欲しいか



3 家庭での青少年健全育成

家庭での教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪などの倫理観、自立心、社会的マナーなどを身につける上で重要なものであり、子どもに対する教育の基本が家庭にあることは誰もが理解しているところです。

乳幼児期から青年期までの子どもの発達段階に合わせた保護者の適切な支援、豊かな愛情と心の絆、そして家庭のしっかりとしたサポートは子どもの人格形成に欠かせないものです。



(1) 家庭の役割

豊かな心と健やかな体の育成

◇基本的な生活習慣の形成◇

子どもの心身ともに健やかな成長には、早寝・早起き、朝ごはんを食べるなど、生活のリズムを整えることや会話・あいさつ、お手伝いなど、日常的な家族間のコミュニケーションを大切にし、子どもの心と体の基礎となる基本的な生活習慣と家族間の良好な関係を築くことが重要です。

豊かな心の育成◇

子どもが初めて過ごす社会である家庭では、基本的な生活習慣の形成と同様に、基本的な価値観も養われます。優しさ、思いやり、感動する心など豊かな情操や善悪の判断力、倫理観など、これらは一方的に教えるものではなく、共に過ごす時間の中で、共感する、褒める、叱る、励ますなどのことをとおして培われます。

社会の変化に対応できる力の育成

◇たくましく生きる力の育成◇

青少年らしい向上心、自尊心、我慢強さなど精神的なたくましさをはぐくむためには、家庭生活の中の様々な場面で褒め励まし、支援することが大切です。自己を大切にできることが、他者の人権を尊重し、社会の一員として共生していくうえでも必要となる社会性をはぐくむことにつながります。

◇社会性の育成◇

お手伝いや汗を流す活動、また、地域活動等を積極的に体験することをとおして、家族の一員、社会の一員としての役立ち感を高め、社会性をはぐくみます。

(2) 家庭への支援

学校・地域との連携

子育てに完璧なマニュアルはありません。地域の人々、幼稚園・保育園や学校の先生方などと交流をとおし、子育てに対する考えを構築し、子どもの成長と合わせ親自身も成長し温かな親子関係を保てるよう努力するとともに、学校・地域では、家庭教育や子育てに関する講座等を企画するなど研修の機会を設けることが大切です。

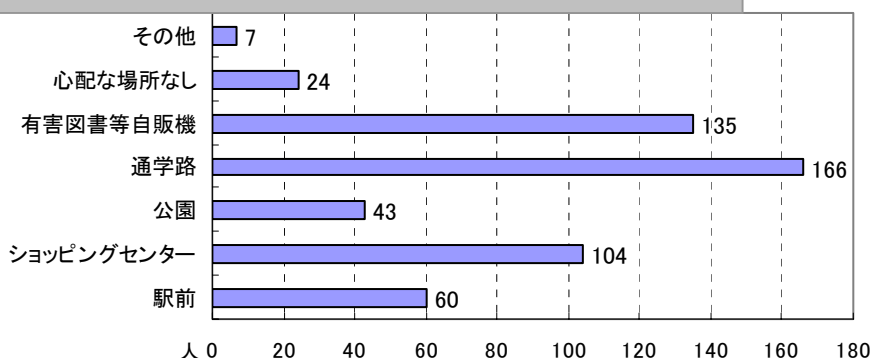
②子育て支援や相談体制の活用

地域には民間や公的機関において、子育て支援の施設や事業、家庭教育や子育てに関する相談窓口があります。それらを積極的に活用し、家庭教育についての理解を深めるとともに、地域や公的機関では施設や事業の充実を図ることが大切です。

4 地域での青少年健全育成

地域は青少年の社会性をはぐくむ大切な場所です。青少年が地域で、安心して成長できるための社会環境を整備し、子どもの育成に積極的に関わることは、地域社会の責務です。

参考:15頁 青少年健全育成アンケート 保護者が市内で心配な場所



社会環境の整備

◇安心・安全の見守り◇

保護者アンケートでは、市内で心配な場所として、一番に通学路があげられています。また、青少年自身も地域の人から声をかけられても不審者だと勘違いするなど、不安感を抱いています。青少年や家庭の地域に対する信頼感を醸成するためには、地域ぐるみで安心・安全のための見守り活動に取り組むことが効果的です。それらの活動が、不審者対策のみではなく、あいさつ・声かけを基調とした地域の交流の手段として継続されていくことが望まれます。

◇有害環境の浄化活動◇

市内には、有害図書等自動販売機設置コーナーなど、青少年の健やかな成長を阻害するおそれのある場所や施設等があります。これらの場所や施設、また青少年の健やかな成長を阻害するおそれのある物品等について、地域一丸となり浄化する運動が大切です。育成会やPTA、区長会などを中心に地域ぐるみで施設、店舗、事業所などに協力を要請するとともに、日常的に、地域の人々が関心を持つことが重要です。

育成活動の充実

◇子どもが主体◇

地域は子どもの社会性をはぐくむ場所です。育成会行事や地域の誰もが参加できる行事を、子どもたちを交えて企画、開催し、子ども自身が地域をつくる主役のひとりであることを認識できるよう支援します。何事にも挑戦させ、体験できる場をつくります。大人が子どもの活動を粘り強く見守り、失敗しても励まし、乗り越えた達成感を共に

味わうことが大切です。このような活動を継続することは、様々なことを肌で感じ、自らの可能性を信じ行動することにつながります。

◇異年齢世代との交流◇

地域社会は異年齢の集団です。家庭や学校の限られ人間関係の中で育つ子どもたちにとって、異年齢集団の中で自分なりの意見を発言し、存在意義を感じることでできる場所、楽しめる、安らげる場所を提供できるような活動を進めていくことは、将来、青少年が成人となるときに、良き大人として子どもたちを導いていくことにつながります。

◇さまざまな青少年への支援◇

成長の過程で、挫折を味わったり、悩みを抱えていたりしている青少年がいることも確かです。こうした青少年に対して、あわてず、せかさず、必要に応じた支援ができるよう、家族と話をしたり、交流をしたりしながら、見守っていくことが大切です。

◇事業所の取り組み◇

事業所は地域の構成団体です。事業所には青少年が健やかに育つ社会環境を整備する責務があります。青少年健全育成協力店として、青少年の健全育成を積極的に推進するとともに、事業所の従業員が家庭や地域で、青少年の健全育成に積極的に関わられるような職場の環境を整えることも大切です。また、若者の就労を支援するなど、若者の職業意識や就業意欲の向上を図ることが重要です。

5 家庭・地域・学校等の連携による青少年健全育成

市内の各学校では、地域に開かれた学校づくりを推進しています。これを進めるにあたって、保護者だけでなく地域住民に公開された授業参観、運動会や音楽会、学芸発表会、講演会など、様々な見学の機会を設けています。

今後さらに、日常的に学校内での様々な出来事や情報について積極的に地域に向けて発信するなどの取り組みを進めることをとおして、家庭・地域・学校等が相互の連携を図り、社会全体としてより良い環境をつくるのが大切です。

開かれた学校づくり

◇学社融合◇

総合的な学習の時間などを活用した地域の人による授業、体験談を聴いたり、伝承遊びをとおした交流、地域活動への児童・生徒の参加を促す支援体制づくりなど、地域と学校との積極的な協力体制をより一層推進することが重要です。

◇地域活動への参加◇

授業で地域と交流している児童・生徒が、一歩進んで自らの意思に基づいて積極的に地域の中に入って活動し、社会の一員としての自覚を高めることが期待されます。このような活動の積み重ねが、卒業した後も地域活動に継続して参加する意識を芽生えさせ、やがて大人になった時に次の世代を育てるための重要な基盤になっていきます。

家庭・地域・学校の連携

◇子どもを支援する社会の構築◇

子どもは成長とともに、家庭から学校、そして地域社会へと行動範囲を広げていきます。それぞれの立場・場面で青少年の健全育成に取り組むと同時に、情報や課題を共有し、共通の理解を深め、協働の取り組みを推進していくことが大切です。子どもが社会の一員として共生し、地域と関わることの重要性について、保護者を含めた多くの大人が認識し、幼稚園・保育園や小・中・高校と連携し、場面に応じて地域ボランティア、市民団体、NPOとも積極的に協働し連携する仕組みをつくりあげることが大切です。

◇啓発活動の推進◇

家庭・地域・学校の連携を図るためには、それぞれの課題を共通理解し、共通の活動を実施することが大切です。関係者だけではなく、広く連携をするために、効果的な啓発活動が重要です。地域として、重点的に健全育成活動を推進するとともに、日常的に、青少年の模範となる姿勢を示せるよう、大人のモラル向上を図ることも大切です。「子どもは大人の鏡」と言われます。信号を守らない、あいさつをしないなど、大人のモラルが低下している状況がみられます。モラル向上に努めると同時に、大人自身が青少年に模範を示すことが大切です。

第4章 取り組む施策の概要

基本目標と施策



1 まずは 家庭が基本です

(1) 家庭教育の充実

家庭の教育力の向上は、次代を担う、自立性、可能性、社会性のある青少年を育てることにつながります。

家庭で心がけていること、大切にしたいことが、実践できるように、啓発活動を推進し、様々な角度から支援をし、家庭教育の充実を図ります。

家庭で心がけていること、大切にしたいと考えていることの例

- ・あいさつや会話、ふれあいの時間。
- ・思いやりの心を育てる。
- ・善悪の判断ができること。
- ・お手伝いなど、役割をもつこと。汗をかくこと。
- ・地域の活動やボランティア活動への参加。
- ・メディアについて話し合い、正しい利用の仕方を学ぶこと。
- ・食育、環境教育、人権教育、性教育。
- ・自分を大切にすること（自尊心）。
- ・基本的な生活習慣を大切にすること。

主な取り組み	担当課
家庭の教育力向上を図る委員会による啓発	教育課

(2) 家庭教育の支援

乳幼児健診時や就園時、就学時、学校行事など多くの親が集まる機会を活用し、家庭の役割についてお知らせやテキストを配布するなど啓発を図ります。

家庭教育に関する講演会を設けるなど、参加者の実情に応じた効果的な学習機会の設定や活用を図ります。

子育てについての相談体制を整備します。

主な取り組み	担当課
就学前学級テキストあおぞらの配布	生涯学習課
家庭教育学級の開催	生涯学習課
家庭教育通信の発行	生涯学習課

乳幼児母親学級たけのこ学級の開催	生涯学習課
ブックスタート、幼児と絵本事業	生涯学習課
家庭教育に関する講演会の開催	生涯学習課
父親の子育て教室の開催	子育て支援課
もうすぐママパパ学級の開催	健康保健課
赤ちゃんすくすくブックの交付	健康保健課
乳幼児フォローアップひまわり教室の開催	健康保健課

(3) 家庭の日の推進

人間形成に大きな役割を持つ家庭の役割や親の責任を再認識し、家族がふれあう家庭の日（毎月第3日曜日）について、様々な関係団体と連携し、活動内容の充実と周知徹底を図ります。

主な取り組み	担当課
市報、生涯学習カレンダー、オフトークなどによる啓発	生涯学習課

2 多様な体験活動は青少年の心を豊かにします

(1) 地域活動・育成会活動の充実

退職した団塊の世代や高齢者に地域で子どもを育てる担い手として活躍いただけるよう、積極的に活動できる場や機会を充実させるなど、区、単位区育成会を含めた地域全体で子どもを育てる取り組みの充実を図り、地域力の向上に努めます。

活動の主体である青少年の企画・運営から地域活動への参加を促し、青少年の自主性と社会性を育てます。

主な取り組み	担当課
分館活動、育成会活動の支援	生涯学習課
子ども会安全会への加入促進	生涯学習課

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動に参加することは、主体性を持って社会と関わる有意義な機会です。青少年のボランティア活動の学習会、情報の提供などを実施し、人材を育成しながらボランティア活動の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
成人式の自主運営に対する支援	生涯学習課
高校生ボランティアの参加促進	福祉課、商工観光課 生涯学習課
ボランティア体験教室の開催	福祉課

(3) スポーツ・文化活動・自然体験活動等の推進

スポーツ・文化活動・自然体験活動等は、情操を育てる有意義な機会です。また、これらの活動をとおして、創造力、自己表現力、協調性、競争心、我慢する心の醸成、異年齢・大人との交流などが図れます。

活動団体の育成・支援と参加機会の提供・拡充を図ります。

主な取り組み	担当課
スポーツ教室、大会の開催	生涯学習課
スポーツ少年団の育成	生涯学習課
いきいき子ども講座の開催	生涯学習課
お話子ども会等読書推進事業	生涯学習課
文化会館自主文化事業の開催	生涯学習課
わくわくキッズクラブの開催	生涯学習課
対話型鑑賞教育研修会の開催	生涯学習課
スケッチ大会	生涯学習課
ジュニア野外体験学校の開催	生涯学習課
友遊クラブ活動の支援	生涯学習課
乳幼児とのふれあい体験事業の開催	子育て支援課

(4) 国際交流活動の推進

国際化社会に対応できる国際的視野を持った青少年を育成するため、ホームステイ事業のほか、市内の外国人と交流する機会など、交流活動の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
中学生、高校生の海外ホームステイ事業開催	生涯学習課
異文化交流サロン、外国の料理教室の開催	生涯学習課

(5) 指導者・育成者・支援者の養成

子育て支援活動に熱意のある人材、専門知識・技能を有する人材、次代を担う人材を養成し、子育てを始めとする青少年育成に関する活動を促進します。

主な取り組み	担当課
青少年指導者養成通信講座受講支援	生涯学習課

(6) 団体・グループ活動の支援

地域の青少年育成団体や育成会などの指導者に対し研修の機会を充実させることにより、専門的知識や技能を修得し活動に生かすことができるよう支援します。

また、各団体・グループの活動について、情報提供するよう働きかけ、活動状況の周知や青少年の参加促進を図ります。

主な取り組み	担当課
地区育成会等の団体に対する支援	生涯学習課
ひまわりっこ育成事業、少年球技大会の開催	生涯学習課
専門的知識や技能を修得する支援	生涯学習課
各団体、グループの情報提供	企画課、生涯学習課
のびのびっこ広場の活動支援	子育て支援課

(7) 青少年のリーダーの養成

将来の地域の担い手となる人材を育成するためのリーダー研修を開催します。

また、青少年団体の指導者に対する研修を充実させ、次代を担う青少年リーダーの養成へとつながる取り組みを推進します。

主な取り組み	担当課
ジュニア野外体験学校の開催	生涯学習課
高校生ボランティアの参加促進	生涯学習課

3 開かれた学校づくり

(1) 人権教育・道徳教育・性教育の推進

児童、生徒の体や心の成長の段階に応じた人権教育、道徳教育、性教育を学級活動なども含めた教育活動全体で取り組み、授業参観日や学校公開日をとおして、人権教育、道徳教育、性教育の内容が地域に開かれていくよう推進します。

主な取り組み	担当課
保育園、学校での人権、道徳、性教育の推進	子育て支援課、教育課

(2) 特色ある学校づくり

学校が地域住民への授業公開や施設開放、教育活動の情報提供を積極的に行うことにより、地域住民が教育活動や学校運営に参画できる機会を充実させ、学校と地域住民とが更なる連携・交流することにより、特色ある学校づくりを推進します。

主な取り組み	担当課
授業公開、施設開放の実施	教育課
地域の指導者を招聘しての授業	教育課

(3) 学社融合の推進

開かれた学校づくりを推進するため、地域住民に学校教育への参加促進を図るなど、学社融合を更に推進します。

主な取り組み	担当課
学校公開講座の開催	教育課、生涯学習課
学社融合フォーラムの開催	教育課、生涯学習課
学社融合コーディネーターの配置	教育課

(4) 食育の推進

学校や家庭などにおいて、食をとおして、食品の正しい知識と食を選択する能力を高め、正しい食習慣を身につけることができるよう、指導や啓発活動を充実させることにより、生涯にわたって健康な生活を送るための支援を行います。

また、農業体験等を通じ、地域の農業や地域食材の活用に関する理解促進を図ります。

主な取り組み	担当課
保育園、学校での食育の推進	子育て支援課、教育課
学校給食での地元食材の利用	教育課
もぐもぐ教室、子ども料理教室などの開催	健康保健課

(5) メディアリテラシー教育の推進

様々な情報が氾濫する中、学校や家庭をとおして、子どもに様々な情報に対する判断能力を身につけさせるよう、メディアリテラシー教育推進の支援を行います。また、保護者向けの研修会をとおして、大人のメディアに関する認識を高めます。

主な取り組み	担当課
学校でのメディアリテラシー教育の推進	子育て支援課、教育課 生涯学習課

(6) きめこまやかな生徒指導の充実

子どもの気持ちを理解し、子どもの立場に立った指導を身につけるため、カウンセリング、心理学等を取り入れた研修等を充実させるなど、学校ぐるみで指導の充実を図ります。

また、児童、生徒が自らの規範意識や自己責任意識を育み、忍耐力や協調性を身につけることができるよう、命を大切に作る心や豊かな感受性を育む心の教育の充実に努めます。

主な取り組み	担当課
学校での児童、生徒指導の実施	教育課

4 社会環境の整備は大人の責任です

(1) 非行防止活動

地域・学校・PTA・青少年補導センター・少年友の会・警察など青少年非行の防止に関わる関係機関がネットワークをつくり、情報交換や共同活動を行うなど連携を深め、地域が一体となった効果的な非行防止活動や、街頭啓発活動を展開します。

主な取り組み	担当課
青少年補導委員会を中心とする街頭指導、街頭啓発活動の実施	生涯学習課

(2) 有害環境浄化活動

青少年育成市民会議を中心に青少年育成団体や関係団体と連携し、有害環境の浄化活動や啓発活動を推進するなど、様々な機会を通じて青少年が健全に育つ、安心、安全な社会環境づくりへ向けた市民全体の意識の醸成を図ります。

また、東御市青少年健全育成条例に基づく立入調査員による、有害環境の実態把握や環境浄化活動を強化し、有害環境の浄化を推進します。

主な取り組み	担当課
青少年を有害環境から守る会の活動支援	生涯学習課
青少年育成市民会議による有害環境排除活動	生涯学習課
青少年補導委員によるチェック活動	生涯学習課

(3) 児童虐待への対応

児童虐待の予防、早期発見、適切なケアのために総合的な対応体制の充実を図るとともに、地域の連携が密に図るネットワークの整備を図ります。

主な取り組み	担当課
民生児童委員などの関係者による調査や防止活動	福祉課

(4) 教育相談機能の充実

青少年やその保護者が抱える不登校、引きこもり、その他複雑多岐に渡る相談内容に対応できるよう、相談員の資質向上を図るなど相談機能の充実を図ります。また、問題の早期解決に向けて、初期に適切な対処ができるよう、相談窓口相互の連携体制強化に努めます。

主な取り組み	担当課
家庭児童相談員、保育指導主事、教育指導主事の配置	福祉課、子育て支援課、教育課
伸び伸び東御っ子の育成(教育相談)	教育課

(5) 施設の充実

現在ある施設を十分に活用し、青少年が安心できる、身近な居場所づくり、青少年が集い、地域の大人と関わりながら人とのつながりを実感できるような居場所づくりを推進します。

主な取り組み	担当課
子育てガイドの作成配布	子育て支援課
子育て支援センター、児童館、放課後子どもクラブ、ファミリーサポートセンターの設置	子育て支援課
青少年広場の整備、公園の整備	生涯学習課、建設課

5 地域ぐるみで青少年を育てます～家庭・地域・学校の連携

(1) 青少年育成市民会議の充実

青少年健全育成に賛同する市内の各団体・関係機関により組織され、地域での青少年健全育成の中心となっている組織である青少年育成市民会議を中心に、育成活動、環境浄化活動、啓発活動、育成やメディアに関する研修等を深め、全市的に、地域的に、状況に即した活動が実施できるよう、内容の充実を図ります。

主な取り組み	担当課
啓発活動、育成活動と各団体との情報交換の実施	生涯学習課
健全育成やメディアリテラシーに関する研修会の開催	生涯学習課
社会環境浄化活動	生涯学習課

(2) 事業所での青少年健全育成の促進

市内の店舗に、青少年健全育成協力店シールを貼付していただき、青少年の非行防止、声かけ運動などの店舗での青少年健全育成を推進します。

また、事業所では、従業員が家庭や地域で、青少年の健全育成に積極的に関われるような職場環境の整備をするとともに、若者の就労支援の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
青少年育成市民会議役員による店舗等のへ訪問、協力依頼	生涯学習課
職場環境の整備に向けた啓発活動	商工観光課 生涯学習課
若者の就労支援	商工観光課

(3) 地域見守り活動の推進

登下校時等における児童、生徒の安全を確保するため、地域住民で組織する見守り隊の活動を支援し、通学路の安全確保を図る体制を充実強化します。

主な取り組み	担当課
見守り活動の促進	教育課
地域パトロールの推進	市民課・教育課
子どもを守る安心の家の設置	市民課
通学路の交通安全	市民課・教育課

(4) 学校支援ボランティアの推進

地域の学校支援ボランティアにより、児童、生徒がふるさとの自然、歴史、文化、伝統行事などについて学び、郷土愛を育むなど、地域の人材を発掘し様々な場面でパートナーとして学校を支援できる地域と学校の連携体制をつくります。

主な取り組み	担当課
学校支援ボランティアの推進	教育課

(5) 青少年センターの充実

青少年補導委員による街頭啓発活動、街頭補導活動、有害環境チェック活動などの活動を推進するほか、非行少年の早期発見・補導及び青少年相談活動を推進するとともに、青少年補導委員の資質向上のための補導委員研修会を実施します。

主な取り組み	担当課
青少年補導委員による街頭啓発活動、街頭補導活動、有害環境チェック活動の実施	生涯学習課
青少年補導委員の研修会を実施	生涯学習課

(6) 青少年の日の推進

全国青少年健全育成強調月間に合わせ、東御市青少年健全育成条例において、7月1日、11月1日、2月1日を青少年の日と定めていますが、家庭・地域・学校がそれぞれの立場で、青少年の健やかな成長を考える日と位置づけ、普及、啓発を図ります。

主な取り組み	担当課
市報、生涯学習カレンダー、オフトークなどによる啓発	生涯学習課

(7) 啓発活動の推進

これまでの青少年の健全育成に関わる啓発活動を始め、家庭、地域、学校、事業所などがそれぞれの立場で責務を果たし、連携し、市民全体の取り組みになるよう、啓発活動を推進します。

また、青少年の模範となるよう大人自身のモラル向上を啓発します。

主な取り組み	担当課
市報、オフトーク、ケーブルテレビ等による啓発	生涯学習課
子育てフェスティバルの開催	子育て支援課
子どもフェスティバルの開催	生涯学習課
青少年育成市民大会の整備	生涯学習課

第5章 計画推進に向けての方策

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

この計画の推進については、青少年に関わる施策が庁内各部局に渡るため、計画の実施、検証に当たっては、全庁をあげて総合的に推進することが必要です。このため部局間の連携を図り、全庁的に施策を推進するための調整機関として庁内に青少年健全育成推進委員会（仮称）を設置します。

(2) 市民との連携・協働

この計画を推進するため、家庭、地域、学校、事業所、行政などが連携・協働し、それぞれの立場において責務を主体的に果たす必要があります。

また、青少年健全育成審議会を始め、子ども会育成連絡協議会・青少年補導委員会・PTAを核とし区長会など多くの団体の賛同によって組織されている、東御市青少年育成市民会議を中心に関係団体の連携協力体制のもとに、地域に根ざした全市的な協働の推進体制をとります。

2 計画の進行管理

この計画の進行管理については、庁内に設置する部局横断的な組織である、青少年健全育成推進委員会（仮称）が把握、管理し、この進捗状況等について、青少年健全育成審議会に報告します。

また、計画の対象期間以降も、東御市総合計画などの他の行政計画との整合を図り、継続して計画的に事業を推進します。

資 料 編

- 1 東御市青少年健全育成都市宣言
- 2 東御市青少年健全育成審議会委員名簿
- 3 東御市青少年健全育成計画策定経過
- 4 東御市青少年健全育成条例

東御市青少年健全育成都市宣言

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、東御市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言する。

平成19年12月23日

長野県東御市

東御市青少年健全育成審議会委員 名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	職名等	備考
有賀 剛	司法書士	
荻原慎一郎	青少年補導委員会会長 青少年健全育成条例策定懇話会会長	会長
奥村 直	男女共同参画条例策定懇話会会長	
栗原 陽子	社会教育委員 文化協会副会長	
佐藤もも子	保育園保護者会会長	
下村 和彦	識見を有する者	会長代理
関 勝人	青少年育成市民会議会長 薬物乱用防止指導員	
田中 奈美	保育園保護者会連合会会長	
田畑 妙子	養護教諭(中学校)	
土屋 準	弁護士	
西澤 佳夫	書店経営者	
原沢 美香	青少年育成市民会議常任理事 小学校PTA副会長	
藤松 太一	生徒指導主事(中学校)	
柳橋 信乃	主任児童委員	
山本 寛	生徒指導主事(高等学校)	

青少年健全育成計画策定の経過

月 日	会 議	内 容
平成 19 年 8 月 20 日	第 1 回 青少年健全育成審議会	○市長から諮問 青少年健全育成計画について
平成 19 年 8 月 28 日	第 2 回 青少年健全育成審議会	○健全育成計画骨子原々案イメージについて ○健全育成地区懇談会開催について
平成 19 年 8 月 30 日 ～9 月 13 日	青少年健全育成団体・ 5 地区懇談会	PTA・5 地区 6 箇所 で参加者 243 名 アンケート回収 157 枚
平成 19 年 9 月 26 日	第 3 回 青少年健全育成審議会	○健全育成地区懇談会アンケート について
平成 19 年 10 月 16 日	第 4 回 青少年健全育成審議会	○現地視察 ○部会長選出
平成 19 年 10 月 30 日	第 1 回 健全育成計画審議部会	○保護者・児童・生徒アンケートに ついて
平成 19 年 11 月		○アンケート作成
平成 19 年 12 月		○アンケート実施 市内 5 小学校の全 5 年生 市内 2 中学校の全 2 年生 市内 7 小中学校の PTA 役員 を対象とする
平成 20 年 1 月		○アンケート回収・集計 小学 6 年生 316 枚 中学 2 年生 298 枚 保護者 339 枚
平成 20 年 2 月 14 日	第 2 回 健全育成計画審議部会	○健全育成計画原案について
平成 20 年 2 月 25 日	第 3 回 健全育成計画審議部会	○健全育成計画原案について
平成 20 年 3 月 7 日	第 5 回 青少年健全育成審議会	○健全育成計画原案について ○パブリックコメントについて
平成 20 年 3 月 17 日	第 6 回 青少年健全育成審議会	○健全育成計画原案について ○パブリックコメントについて
平成 20 年 3 月 25 日	第 7 回 青少年健全育成審議会	○健全育成計画原案について ○パブリックコメントについて ○答申について
平成 20 年 3 月 28 日	答申書提出	○市長へ答申

東御市青少年健全育成条例

(平成19年6月22日条例第21号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第8条－第11条）

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第12条－第25条）

第4章 東御市青少年健全育成審議会（第26条・第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

第6章 罰則（第30条－第32条）

附則

前文

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めてこれを総合的かつ計画的に推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(基本理念)

第3条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) がん具類 がん具、器具その他これに類するものをいう。
- (5) 自動販売機等 物品を販売し、又は貸し出すための機器で、物品の販売又は貸出しに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売し、又は貸し出すことができるものをいう。
- (6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体（次章において「青少年育成団体」という。）その他の関係者と密接に連携してこれを実施するものとする。

(市民等の責務)

- 第6条 すべての市民は、互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくとともに、常に青少年の健全な育成に努めなければならない。
- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し及び教育するよう努めなければならない。
 - 3 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚し、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。
 - 4 地域社会を構成する住民（以下「地域住民」という。）は、青少年が主体的に参加でき

る社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。

- 5 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(青少年健全育成計画)

第8条 市長は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めるものとする。

- 2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
 - (2) 青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
 - (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項
- 3 市長は、青少年健全育成計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるもの

(青少年の日)

第11条 青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を青

少年の日とする。

- 2 青少年の日には、市民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年の健全な育成のための活動に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第12条 何人も、図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- 2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- 3 市長は、前項の指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

- 4 次に掲げる図書類は、第2項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で規則で定めるもの（次号において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

- 5 図書類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。）を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

- 6 第1項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所（以下「青少年立入禁止場所」という。）において、図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

7 市長は、有害図書類の内容が指定の理由に該当しなくなつたと認めるとき又は第26条第2項ただし書の規定により有害図書類として指定をした場合において、同条第1項の規定により設置される東御市青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

(有害がん具類の指定及び販売等の制限)

第13条 何人も、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触れさせないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合において、前条第3項及び第7項の規定を準用する。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具類とみなす。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定されたがん具類（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。）を陳列するときは、当該有害がん具類を他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

5 第1項及び前項の規定は、青少年立入禁止場所において、がん具類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第14条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、及び自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第15条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図

書がん具等自動販売業者」という。)は、市及び地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第16条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条、附則第2項及び附則第3項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第12条第5項に規定する有害図書類又は第13条第4項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届出しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

5 市長は、第1項の規定による届出又は第3項の規定による変更の届出があったときは、前項の規定により自動販売機等に表示する事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものと

し、第3項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)

第17条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第12条第1項に規定する図書類又は第13条第1項に規定するがん具類(次項において「有害性のある図書がん具等」という。)を収納してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項に規定する区域において、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

(自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等)

第18条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第12条第2項又は第13条第2項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

(有害図書類又は有害がん具類の除去)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第20条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して6月以内に第18条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販

売機等の撤去を命ずることができる。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第1項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第21条 第14条から前条までの規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第22条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第23条 何人も、広告物でその内容が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 市長は、広告物の内容の全部又は一部が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は

表示されている広告物については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第24条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、前条に規定する行為が青少年に対してなされ、又は青少年が当該行為を行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはならない。

第4章 東御市青少年健全育成審議会

(設置等)

第26条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、及び推進するため、東御市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第8条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更

(2) 第10条の規定による表彰者の決定

(3) 第12条第2項の規定による有害図書類の指定又は同条第7項の規定による有害図書類の指定の取消し

(4) 第13条第2項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し

2 市長は、前項各号に規定する策定若しくは変更、決定又は指定若しくは指定の取消し（次項において「指定等」という。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により第1項各号に規定する指定等をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

4 審議会は、第1項各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審議会に、前条第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(立入調査等)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第2項の規定に違反した者

(2) 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項の規定に違反した者

(2) 第19条第2項の規定に違反した者

(3) 第23条第2項の規定による措置命令に従わなかった者

(4) 第25条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

4 第16条第4項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3章、第5章（第28条の規定に限る。以下同じ。）及び第6章の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3章、第5章及び第6章の規定の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第16条第1項に規定する販売又は貸付けを営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前」とあるのは、「平成19年10月31日」とする。

3 第3章、第5章及び第6章の規定の施行の日から平成19年10月31日までの間に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者に対する第16条第1項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前」とあるのは「平成19年10月20日」とする。

(東御市青少年問題協議会条例の廃止)

4 東御市青少年問題協議会条例（平成16年東御市条例第77号）は、廃止する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

5 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「別表第3中

青少年問題協議会の委員

 を

青少年健全育成審議会の委員

」
に改める。



東御市青少年健全育成計画
平成20年3月

東御市教育委員会 生涯学習課青少年係
〒389-0592 東御市県 288 - 4
電話 0268 - 64 - 5885